

平成 21 年 4 月 24 日

各 位

会 社 名：セイコーエプソン株式会社
代表者名：代表取締役社長 碓井 稔
(コード番号：6724 東証第一部)
問合せ先：経営企画管理部長 小口 智生
TEL：0266 (52) 3131 (代表)

当社子会社であるエプソントヨコム株式会社株式に対する 公開買付けの結果に関するお知らせ

当社（以下「当社」又は「公開買付者」といいます。）は、エプソントヨコム株式会社（コード番号：6708 東証第一部、以下「対象者」といいます。）の普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を平成 21 年 3 月 12 日から実施しておりましたが、本公開買付けが平成 21 年 4 月 23 日をもって終了いたしましたので、下記のとおり本公開買付けの結果についてお知らせいたします。

記

1. 公開買付けの概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

セイコーエプソン株式会社
東京都新宿区西新宿二丁目 4 番 1 号

(2) 対象者の名称

エプソントヨコム株式会社

(3) 買付け等に係る株券等の種類

普通株式

(4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
62,286,097 (株)	－ (株)	－ (株)

(注1) 本公開買付けでは、買付予定数の上限及び下限を設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

(注3) 本公開買付けにおける公開買付者が取得する株券等の数の最大の数は、対象者の平成 21 年 2 月 6 日提出の第 85 期第 3 四半期報告書に記載された平成 20 年 12 月 31 日現在の発行済株式総数（187,952,054 株）から平成 20 年 12 月 31 日現在の対象者の保有する自己株式（313,016 株）及び平成 21 年 3 月 11 日現在における公開買付者が保有する株式（125,352,941 株）を控除した株式数（62,286,097 株）です。

(注4) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付け期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(5) 公開買付期間

平成21年3月12日（木曜）から平成21年4月23日（木曜）まで（30営業日）

(6) 買付け等の価格

普通株式 1株につき金285円

2. 買付け等の結果

(1) 応募状況

株券等種類	買付予定数	買付予定数の 下限	買付予定数の 上限	応募株券等の数	買付け等を行う 株券等の数
株 券	62,286,097株	一株	一株	45,774,521株	45,774,521株

(2) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、買付け等を行う株券等の上限及び下限を設定しておりませんので、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、応募株券等の全部を買付けます。

(3) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	125,352個	(買付け等前における株券等所有割合 66.80%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	10個	(買付け等前における株券等所有割合 0.01%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	171,127個	(買付け等後における株券等所有割合 91.20%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	10個	(買付け等後における株券等所有割合 0.01%)
対象者の総株主等の議決権の数	187,027個	

(注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者が所有する株券等（但し、対象者が保有する自己株式は除きます。）に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者の平成21年2月6日提出の第85期第3四半期報告書に記載された平成20年9月30日現在の総株主の議決権の個数です。ただし、本公開買付けにおいては、単元未満株式についても本公開買付けの対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者の上記第3四半期報告書に記載された平成20年12月31日現在の発行済株式総数（187,952,054株）から平成20年12月31日現在の対象者の保有する自己株式（313,016株）を控除した187,639,038株に係る議決権の数（187,639個）を、「対象者の総株主等の議決権の数」として計算しています。

(注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しています。

(4) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

(5) 買付け等に要する資金

13,045,738千円

(6) 決済の方法及び開始日

- ① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
新光証券株式会社 東京都中央区八重洲二丁目4番1号

② 決済の開始日

平成 21 年 4 月 28 日（火曜日）

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の住所宛に郵送致します。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金を応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、応募受付けをした公開買付代理人から応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金するか、応募受付けをした公開買付代理人の本店又は全国各支店にてお支払いします。

（7） 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

セイコーエプソン株式会社	東京都新宿区西新宿二丁目 4 番 1 号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号

3. 公開買付後の方針及び今後の見通し

当社は、対象者を当社の完全子会社とすることを企図しておりますが、本公開買付けの結果、当社が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除いた対象者の発行済株式の全てを取得できなかったことから、当社は、平成21年3月11日付「当社子会社であるエプソントヨコム株式会社株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」で公表しておりますとおり、対象者との間で、当社を完全親会社、対象者を完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことにより、対象者の株主に対して対象者株式にかかる株式買取請求権行使の機会を提供しつつ、対象者の発行済株式の全てを取得することを予定しております。本株式交換においては、対象者の株主（ただし、当社を除きます。）が所有する対象者株式の対価として当社の株式を交付することを予定しており、本公開買付けに応募されなかった対象者株式を含む対象者の全株式（ただし、当社が保有している対象者株式を除きます。）は全て当社の株式と交換され、当社の株式1株以上を割り当てられた対象者の株主は、当社の株主になります。なお、本株式交換は、会社法第796条第3項本文に定める簡易株式交換により、当社における株主総会の承認決議を経ずに実施される予定です。また、本株式交換は、会社法第784条第1項に定める略式株式交換により、対象者における株主総会の承認決議を経ずに実施される予定です。

なお、当社は、本株式交換が対象者における株主総会の承認決議を経ずに実施される場合には本株式交換の効力発生日を平成21年6月1日とするよう対象者に要請する予定です。また、当社は、本株式交換において、対象者の株主が所有する対象者株式の対価として当社の普通株式（ただし、当社の1株未満の端数を割り当てられた場合は、当該端数売却代金の分配となります。以下、本段落において同じです。）を交付することを予定しております。本株式交換の対価を当社の普通株式とする場合、本公開買付けの対象者の普通株式の買付価格を本株式交換に係る株式交換契約締結時点における当社の普通株式の市場価格で除した数の当社の普通株式を、対象者の株主が保有する対象者の普通株式1株に対し交付することを予定しておりますが、本公開買付けの開始後本株式交換契約の締結までの間に対象者の財政状態及び業績の重大な変動等の特段の事情が生じた場合には、対象者株式の評価の基準は本公開買付けの買付価格と異なる可能性があります。

本株式交換については、本株式交換に反対する対象者の株主が会社法第785条その他関連法令の定めに従い、対象者に対して株式買取請求権を有する場合があります。当社は、かかる株式買取請求の行使に対して交付される金銭の額を本公開買付けの対象者の普通株式の買付価格と同額とするよう対象者に要請する予定ですが、株式買取請求権を行使した場合の1株当たりの買取価格は、最終的に裁判所の判断に依拠するものであるため、本公開買付けの買付価格又は本株式交換に際して対象者の株主が受け取る対価の経済的価値と異なる可能性があります。本公開買付け、本株式交換又は本株式交換に際しての株式買取請求にかかる税務上の取扱い等については、対象者の株主の皆様が、自らの責任において、各自の税務アドバイザー等にご確認いただきますようお願いいたします。

本株式交換の具体的な日程等の詳細につきましては、対象者と協議の上、決定次第、速やかに公表いたします。

なお、対象者株式は、現在、東京証券取引所市場第一部に上場されておりますが、本株式交換の手続に従って、対象者の発行済株式総数（対象者の自己株式を除きます。）の全てを所有することが予定されておりますので、対象者株式は、東京証券取引所の上場廃止基準に従い所定の手続を経て上場廃止になる見込です。上場廃止後は、対象者株式を東京証券取引所において取引することはできません。

以 上